

山梨県公報

号外第七十八号

平成二十二年

十一月十九日

金 曜 日

目 次

選挙管理委員会

政治資金規正法第十九条の十六第一項の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程	一
政治資金規正法に基づく処分に係る審査基準	一四
不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し	一四

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会規程第二号

政治資金規正法第十九条の十六第一項の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程を次のとおり定める。

平成二十二年十一月十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸 栗 敏

政治資金規正法第十九条の十六第一項の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程

(開示の請求)

第一条 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)(第十九条の十六第一項の規定による少額領収書等の写し(以下「少額領収書等の写し」という。)(の開示を請求しようとする者(以下「開示請求者」という。)(は第一号様式に所要事項を記載し、山梨県選挙管理委員会(以下「委員会」という。)(に提出しなければならない。

(期間延長に係る通知)

第二条 委員会は、法第十九条の十六第九項の規定による期間の延長をしたときは、第二号様式により、開示請求者に通知する。

(開示の決定)

第三条 委員会は、法第十九条の十六第十一項の規定による決定をしたときは、第二号

様式により、開示請求者に通知する。

(開示をしない旨の決定)

第四条 委員会は、法第十九条の十六第十二項の規定による決定をしたときは、第四号様式により、開示請求者に通知する。

(法第十九条の十六第十三項による延長の通知)

第五条 委員会は、法第十九条の十六第十三項の規定により開示決定を延長するときは、第五号様式により、開示請求者に通知する。

(法第十九条の十六第十四項による延長の通知)

第六条 委員会は、法第十九条の十六第十四項の規定により開示決定を延長するときは、第六号様式により、開示請求者に通知する。

(開示に係る申出)

第七条 政治資金規正法施行令(昭和五十年政令第二百七十七号。以下「令」という。)(第十一条第一項の規定による申出は、第七号様式に所要事項を記載し、委員会に提出しなければならない。

2 令第十一条第三項の規定による申出は、第八号様式に所要事項を記載し、委員会に提出しなければならない。

(少額領収書等の写しの提出をしない旨の通知)

第八条 委員会は、法第十九条の十六第五項の規定による命令に違反して会計責任者が少額領収書の写しを提出しないときは、第九号様式により開示請求者に通知する。

(閲覧の方法等)

第九条 少額領収書等の写しの閲覧は、山梨県庁の執務時間中に委員会においてこれを行わなければならない。

2 少額領収書等の写しはこれを指定された場所以外に持ち出すことができない。

3 少額領収書等の写しはてい重にこれを取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

4 山梨県選挙管理委員会の書記長は、前三項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(委任)

第十条 この規程の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

少額領収書等の写しに係る開示請求書

平成 年 月 日

山梨県選挙管理委員会委員長 殿

氏名又は名称：(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所：(法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

〒

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡先の住所、氏名、電話番号)

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第3項の規定に基づき、下記のとおり少額領収書等の写しの開示を請求します。

記

1 請求する少額領収書等の写し

年	国会議員関係政治団体の名称	支出項目※

※支出項目欄には、下記の①～⑨の支出項目を記入してください。

- ①光熱水費 ②備品・消耗品費 ③事務所費
- ④組織活動費 ⑤選挙関係費 ⑥機関紙誌の発行その他の事業費 ⑦調査研究費 ⑧寄附・交付金 ⑨その他の経費

選 第 号
平成 年 月 日

少額領収書等の写しに係る提出期限の延長について（通知）

（開示請求者） 様

山梨県選挙管理委員会委員長

平成 年 月 日付けの《国会議員関係政治団体》平成 年分収支報告書に係る少額領収書等の写しの開示請求については、下記のとおり、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第7項の規定に基づき、《国会議員関係政治団体》から提出期限の延長の申出がありましたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった国会議員関係政治団体の名称
- 2 延長後の期間
- 3 延長の理由

選 第 号
平成 年 月 日

少額領収書等の写しに係る開示決定通知書

(開示請求者) 様

山梨県選挙管理委員会委員長

平成 年 月 日付けで請求のありました国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しについて、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第11項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する国会議員関係政治団体の名称

- 2 不開示とした部分とその理由
 - (1) 不開示とした部分

 - (2) 不開示とした理由

この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に山梨県選挙管理委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、山梨県を被告として（訴訟において山梨県を代表する者は山梨県選挙管理委員会となります。）、提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消の訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法（同封の説明事項についてもお読みください。）

開示請求書で希望された方法によるほか、下表に記載した方法によることも可能です。また、種類、数量等については、下表をご覧ください。

種類・数量等	開示の実施の方法	算定基準 (山梨県手数料条例)	開示実施手数料
A4判文書 枚	① 閲覧		無 料
	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	円
	③スキャナにより電子化しFDに複写したものの交付 (PDFファイル)	FD 1枚につき70円	円
	④スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付 (PDFファイル)	CD-R 1枚につき120円	円

(2) 開示の実施の申出

開示の実施を受けるためには、政治資金規正法施行令(昭和50年政令第277号)第11条第2項の規定により、本通知を受け取った日から30日以内に、同封した「少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書」を下記までご提出ください。

(3) 事務所における開示を実施することができる時間、場所

時間：8:30～12:00、13:00～17:15（土・日曜、祝祭日、年末年始を除く。）

場所：山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館1階 山梨県選挙管理委員会事務局内

※ 上記以外の日時における開示の実施をご希望の場合は、下記までご連絡ください。

(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送料（見込み額）

日数：「少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定
 送料（見込み額）：通常郵便物（定形外） g まで 円

※山梨県選挙管理委員会事務局

所在地：〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 TEL：055-223-1829

第4号様式

選 第 号
平成 年 月 日

少額領収書等の写しに係る不開示決定通知書

(開示請求者) 様

山梨県選挙管理委員会委員長

平成 年 月 日付けの《国会議員関係政治団体》平成 年分収支報告書に係る少額領収書等の写しの開示請求について、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条の 16 第 12 項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した国会議員関係政治団体の名称

2 不開示とした理由

この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に山梨県選挙管理委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、山梨県を被告として（訴訟において山梨県を代表する者は山梨県選挙管理委員会となります。）、提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消の訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

山梨県選挙管理委員会
所在地：〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
TEL：055-223-1829

選 第 号
平成 年 月 日

少額領収書等の写しに係る開示決定等の期限の延長について（通知）

（開示請求者） 様

山梨県選挙管理委員会委員長

平成 年 月 日付けの《国会議員関係政治団体》平成 年分収支報告書に係る少額領収書等の写しの開示請求については、下記のとおり、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第13項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった国会議員関係政治団体の名称
- 2 延長後の期間
- 3 延長の理由

選 第 号
平成 年 月 日

少額領収書等の写しに係る開示決定等の期限の延長について（通知）

（開示請求者） 様

山梨県選挙管理委員会委員長 印

平成 年 月 日付けの《国会議員関係政治団体》平成 年分収支報告書に係る少額領収書等の写しの開示請求については、下記のとおり、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第14項に基づき、開示決定等の期限の延長することとしたので通知します。

記

1 開示請求のあった国会議員関係政治団体の名称

2 法第19条の16第14の規定を適用することとした理由

3 開示決定等の期限

（ 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等する予定です。）

月 日（ ）

平成 年 月 日

少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書

山梨県選挙管理委員会委員長 殿

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

政治資金規正法施行令(昭和50年政令第277号)第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 少額領収書等の写しに係る開示決定通知書の番号等

日付：平成 年 月 日
文書番号：選第 号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものの番号に○印を付してください。

国会議員関係政治団体の名称		種類・量
実施の方法		
1 閲覧	1 全部 2 一部 ()	
2 複写機により白黒で複写したものの交付	1 全部 2 一部 ()	
3 スキャナにより電子化しFDに複写したものの交付(PDFファイル)	1 全部 2 一部 ()	
4 スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	1 全部 2 一部 ()	

3 手数料の計算方法

次の計算表をもとに上記の求める開示の実施方法にて選択した開示の実施手数料を計算してください。

実施の方法	算定基準 (山梨県手数料条例)	手数料
1 閲覧		無 料
2 複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	円
3 スキャナにより電子化しFDに複写したものの交付(PDFファイル)	FD1枚につき70円	円
4 スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき120円	円
合 計		円

4 開示の実施を希望する日

平成 年 月 日

5 「写しの送付」の希望の有無

有 : 同封する郵便切手の額 円
無

手数料 _____円	ここに山梨県収入証紙をはってください。
---------------	---------------------

※本書の送付先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県選挙管理委員会事務局

平成 年 月 日

少額領収書等の写しに係る更なる開示の申出書

山梨県選挙管理委員会委員長 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

政治資金規正法施行令（昭和50年法律第277号）第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

- 1 更なる開示を求める国会議員関係政治団体の名称
- 2 開示決定通知書の日付及び文書番号
(平成 年 月 日付け選第 号)
- 3 最初に開示を受けた日
- 4 更なる開示の実施の方法等

(事務所における開示の実施を受ける場合、その希望日)
(写しの送付を希望する場合は、その旨)

*少額領収書等の写しの同じ部分について、最初に開示を受けた開示の実施の方法と同じ開示の実施の方法を受けることはできません。

開示実施手数料 円	ここに山梨県収入証紙をはってください。
------------------	---------------------

選 第 号
平成 年 月 日

国会議員関係政治団体の会計責任者が少額領収書等の写しを提出しなかった旨について（通知）

（開示請求者） 様

山梨県選挙管理委員会委員長

平成 年 月 日付けの《国会議員関係政治団体》平成 年分収支報告書に係る少額領収書等の写しの開示請求について、当該国会議員関係政治団体から提出期限までに提出されませんでしたので、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第16項の規定に基づき通知します。

山梨県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条の十六の規定に基づき山梨県選挙管理委員会が行う少額領収書の写しの開示決定等に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第五条第一項に規定による審査基準は、次のとおりとする。

平成二十二年十一月十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸 栗 敏

法十九条の十六第十一項の規定に基づく少額領収書の写しの開示の決定又は同条第十二項の規定に基づく不開示の決定は、次により行う。

一 開示する旨の決定（法十九条の十六第十一項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

（一） 開示請求に係る少額領収書の写しに行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条に規定する不開示情報が記録されていない場合

（二） 開示請求に係る少額領収書の写しの一部に不開示情報が記録されている場合。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。

二 開示しない旨の決定（法十九条の十六第十二項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

（一） 開示請求書に法十九条の十六第三項各号に規定する事項の記載の不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができるものと認められる場合は、原則として、開示請求書に補正を求めるとする。

（二） 開示請求が法十九条の十六第五項に規定する権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合

（三） 法十九条の十六第六項の規定により、国会議員関係政治団体から同条第五項の規定による命令に係る少額領収書の写しに係る支出がない旨の通知があった場合

（四） 解散した国会議員関係政治団体、国会議員関係政治団体以外の政治団体（法第十九条の十六第二十項の規定により国会議員関係政治団体とみなされるものを除く。）又は山梨県選挙管理委員会が開示請求に係る年の収支報告書を受理していない国会議員関係政治団体について少額領収書の写しの開示請求があった場合

三 前二項の判断に当たっては、開示請求に係る少額領収書の写しに記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準（平成十三年総務省訓令第百二十六号。以下「訓令」という。）第三 不開示情報該当性に関する判断基準」の例に、部分開示をすべ

き場合に該当するかどうかの判断は訓令「第四 部分開示に関する判断基準」の例に、開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するか否かの判断は政治資金適正化委員会が定める「少額領収書の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的指針」に、それぞれよる。

山梨県選挙管理委員会告示第五十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設について、その指定を取り消す。

平成二十二年十一月十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸 栗 敏

施設 の 名 称	所 在 地
特別養護老人ホーム「らくえん」	中央市極楽寺七四八番地
特別養護老人ホーム らくえん倶楽部	中央市極楽寺七四五番地